

売却後の税金で、手取りが大きく減る前に

『取得費**5%**』であきらめる必要はないかもしれません

不動産を売却したとき、購入時の契約書や領収書が見つからないと、取得費を売却価格の5%として計算されることがあります。

しかし、5%で計算すると、譲渡所得が大きくなり、

売却後に残る手取り額が少なくなる可能性があります。



こんな方は、売却前・申告前にご確認ください

- ✓ 購入時の売買契約書が見つからない
- ✓ 相続した不動産で、親の購入金額がわからない
- ✓ 古い土地・建物を売却する予定がある
- ✓ 税理士から「取得費は5%になるかもしれない」と言われた
- ✓ 売却価格は決まったが、手取り額が心配

購入時の資料がなくても、取得費を見直せる可能性があります



不動産鑑定士が、当時の価格水準や公的資料を確認することで、取得費を検討するための「取得費意見書」を作成できる場合があります。

無料事前査定でわかること



取得費意見書を作成する価値がありそうかを、正式依頼の前に無料で確認できます。固定資産税課税明細書または登記簿謄本があれば、取得費として検討できる可能性があるかを確認します。

売主様のメリット

- 1 5%計算より手取りが残る可能性があります
- 2 税理士先生に相談しやすくなります
- 3 売却前に税金の不安を整理できます

＼ 取得費の無料事前査定はこちら /

LINEで無料3分診断



QRコードを読み取るか、PDFではQRコードをクリックしてください

LINE相談対応

お電話でのご相談

☎ **078-778-2260**

✉ メール相談・オンライン相談にも対応

※税務判断・税務申告は税理士の業務です。当社は不動産鑑定士として、取得費を検討するための資料作成を行います。



関西みなと鑑定株式会社 不動産鑑定士 小塩 敦

🌐 全国オンライン対応

👥 不動産会社様・税理士先生を通じたご相談にも対応しています。